優先給電ルールに基づく出力制御の概要と 発電事業者さまへのダイレクトメール送付について

2018年12月7日 東北電力株式会社



1. 優先給電ルールおよび出力制御の順番について

- ▶ 優先給電ルールとは、需要と供給のバランスを一致させるために、需要の変動等に応じて、稼働中の電源等に対する出力制御の条件や順番を定めたものです。
- ▶「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」および電力広域的運営推進機関の「送配電等業務指針」(経済産業大臣が認可)に定められている同ルールは以下のとおりであり、当社は、a. ~ e. までの措置を行っても、東北6県・新潟エリアの余剰電力が解消されないことが見込まれる場合には、太陽光・風力の出力制御を行います。
 - a. 一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力(火力等)(電源 I)及び一般送配電事業者から オンラインでの調整ができる火力発電等(電源 II)の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転
 - b. 一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電等(電源Ⅲ)の出力抑制
 - c. 連系線を活用した広域的な系統運用(広域周波数調整)
 - d. バイオマス専焼電源の出力抑制(地域資源バイオマス電源※を除く)
 - e. 地域資源バイオマス電源の出力抑制 (燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く)
 - f. 自然変動電源(太陽光·風力)の出力抑制
 - g. 電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の指示 (緊急時の広域系統運用)
 - h. 長期固定電源(原子力,水力(揚水式を除く)および地熱発電所)の出力抑制
 - ※地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備

2. 太陽光・風力発電事業者さまの制御区分について①

《太陽光発電事業者さま》

- 契約申込の受付日や発電設備の容量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。
- ▶ 2015年4月1日以降に受付した10kW未満の発電設備については、当面、出力制御の対象としない 見込みです。将来的に出力制御が必要となった場合は、別途お知らせいたします。

出力制御ルール		旧ルール	指定ルール		
契約申込の受付日		2014年9月30日まで ^{※1}	2014年10月1日 ~2015年1月25日	2015年1月26日 ^{※2} ~2015年3月31日 ^{※3}	2015年4月1日 以降
無補償での出力制御上限	10kW未満	出力制御対象外	出力制御対象外 (低圧連系) 無制限 (高圧・特高連系)	出力制御対象外	無制限の対象となるが 10kW以上の 出力制御後に行う (優先的な扱い)
	10kW以上 500kW未満			無制限	無制限
	500kW以上	年間30日			

(網掛された区分の発電事業者さまが対象となります。)

- ※1 年間30日を上限とした出力制御を条件とする受付を終了した日(低圧を除く)
- ※2 FIT法施行規則が一部改正された日
- ※3 2015年1月26日より施行されたFIT法施行規則の一部を改正する省令における10kW未満の経過措置期間の終了日

2. 太陽光・風力発電事業者さまの制御区分について②

《風力発電事業者さま》

契約申込の受付日や発電設備の設備量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。

出	出力制御ルール 旧ルール		新ルール		指定ルール
契約申込の受付日		2015年1月25日まで	2015年1月26日 ^{※1} ~2015年12月15日	2015年12月16日 ^{※2} ~2017年2月2日 ^{※3}	2017年2月3日以降
無補償での出力制御上限	2 0 k W未満	出力制御対象外	出力制御対象外	年間720時間	無制限
	20kW以上 500kW未満		年間720時間		
	500kW以上	年間720時間 ^{※4}			

(網掛された区分の発電事業者さまが対象となります。)

- ※1 FIT法施行規則が一部改正された日
- ※2 当社が経済産業大臣から固定価格買取制度に基づく指定電気事業者に指定された日
- ※3 接続可能量(30日等出力制御枠)に到達した日
- ※ 4 日本風力発電協会が推奨するエリア一括の出力制御方式での実施に向け調整中

3. 各発電事業者さまへのダイレクトメール送付について

▶ 各発電事業者さまには、出力制御に関してご確認いただきたい内容を記載したダイレクトメールを送付させていただきます。なお、離島(佐渡島・粟島・飛島)の発電事業者さまにつきましては、将来的に出力制御の準備が必要となった時点で、別途お知らせいたします。

発電種別	ダイレクトメール発送時期	備考	
火力・バイオマス 発電事業者さま	2019年1月頃		
風力発電 事業者さま	2019年2月末〜3月頃	出力制御の対象となる発電事業者さまに のみ送付※いたします。	
太陽光発電 事業者さま 2019年2月末~3月頃		出力制御の対象となる発電事業者さまに のみ送付※いたします。	

^{※2~3}頁において網掛された区分の発電事業者さまが対象となります。